

## 筑波大学ファカルティ・ディベロップメント委員会の設置に関する取扱い

〔平成18年11月16日〕  
〔教育研究評議会〕

一部改正 平成22年8月 5日

一部改正 平成30年2月15日

### (設置)

- 1 筑波大学に、各教育組織との連携の下にファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を企画立案し、実施するため、教育を担当する副学長の下にFD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

- 2 委員会は、次に掲げる事項を行う。
  - (1) 大学教員の教育に係る研修に関すること。
  - (2) 大学教員の教育技術の向上に関すること。
  - (3) その他FDの推進に関すること。

### (組織)

- 3 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 各学群から選出される大学教員 1人
  - (2) 各研究科から選出される大学教員 1人
  - (3) グローバル教育院から選出される大学教員 学士課程及び大学院課程から各1人
  - (4) 教育企画室から選出される大学教員 若干人
  - (5) その他教育を担当する副学長が指名する者 若干人

### (委員長等)

- 4 委員会に委員長を置き、教育を担当する副学長の指名により選出する。
- 5 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 6 委員長は委員会を主宰する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (任期)

- 8 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

### (委員以外の者の出席)

- 9 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (専門的事項を行う組織)

- 10 委員会に、専門的事項を行わせるため、必要な組織を置くことができる。

### (事務)

- 11 委員会に関する事務は、教育推進部が行う。

### (雑則)

- 12 この取扱いの定めによるもののほか、本学のFD活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この決定は、平成18年11月16日から実施する。

附 記

この決定は、平成22年8月5日から実施する。

附 記

この決定は、平成30年4月1日から実施する。